平成28年試験

論文式試験問題

租 税 法

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子や筆記用具に触れないでください。触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 2 試験中の使用が認められたもの以外は、全てかばん等の中にしまい、足元に置いてください。衣服のポケット等にも入れないでください。試験中の使用が認められているものは、次のとおりです。 (筆記用具、算盤又は電卓(基準に適合したものに限る。)、時計又はストップウォッチ(計時機) 能のみを有するものに限る。)、ホッチキス、定規及び耳栓

使用が認められたもの以外を机上及び机の中に置いている場合は、不正受験とみなすことが あります。試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。

- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 5 不正受験と認めた場合は、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は2時間です。
- 7 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 8 試験問題,答案用紙及び試験用法令基準等は必ず机上に置いてください。椅子や机の下等には置かないでください。
- 9 この問題冊子は、1頁から20頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べ、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- 10 答案用紙は問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- 11 答案は配付した答案用紙の所定欄に記載し、欄外には記載しないでください。答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。)及び修正液・修正テープ(白色に限る。)を使用してください。
- 12 受験番号シールは、試験開始の合図の後、各答案用紙の左上の所定欄に貼付してください。 各問の答案用紙が複数枚のものについては、1枚目だけでなく、2枚目以降にも受験番号シールを貼付してください。
- 13 答案用紙は必ず切取り線で切り離した上で提出してください。ホッチキスを使用した場合には、針を外した状態で提出してください。
- 14 問題に関する質問には一切応じません。
- 15 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、必ず挙手し、試験官が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。
- 16 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上、試験官の指示に従ってください。
- 17 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、答案用紙を裏返してください。試験終了後に答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで絶対に席を立たないでください。
- 18 問題冊子及び試験用法令基準等は、試験終了後、持ち帰ることができます。
 - なお、中途退室する場合には、問題冊子及び試験用法令基準等の持ち出しは認めません。問題冊子及び試験用法令基準等が必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

(租 税 法)

(満点 100 点)

第2問とあわせ、 時期2時期

第 1 問 (40点)

問題 1 次の事案について、下記の 問 1 ~ 問 4 に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法は考慮しないものとする。

A社は、建築業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。A社は、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、平成27年4月1日に開始する事業年度を平成27事業年度というように表記する。P(日本の居住者)は、A社の代表取締役である。

平成25年4月5日、A社は、Pに対して精勤を動機づける目的から、権利行使価格1円の新株予約権を無償で与えた。この新株予約権には、付与日から2年を経過しないと権利行使することができず、その間、PはA社の役員であり続けなければならない、という条件が付されていた。

A社は、平成26事業年度に、その保有する償却資産に係る固定資産税の額500万円を納付するとともに、法人税の確定申告上、この金額を損金の額に算入した。

平成27年4月3日, A社は、C市の有力議員であるQに対して2,000万円の賄賂を支払った(事実1)。そして、Qの強い働きかけがあったために、A社はC市の市立美術館の施工を請け負うことになった。その結果、平成27事業年度のA社の売上げは大幅に増加した。この2,000万円の賄賂は、上記施工請負のため必要な支出であった。

平成27年5月4日、Pは、A社に対して、上記新株予約権を100万円の対価で譲渡した(事実②)。 平成28年2月1日、A社の倉庫で火災が発生した。この火災により建築用機械1台(帳簿価額1,000万円)が著しい損傷を受け、平成27事業年度終了時における当該機械の価額は300万円となった。当該機械には保険が掛けられていなかった。そのため、A社は、当該機械の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を300万円に減額した(事実③)。

平成28年5月30日, A社は, 平成26事業年度に納付した上記固定資産税の額500万円のうち300万円が過誤納金であるとして, その還付を受けた(事実④)。

- | 問 1 事実①について、A社の平成27事業年度の法人税の確定申告上、2,000万円の支出は、 どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。
- **間2** 事実②について、Pの平成27年分の所得税の確定申告上、新株予約権の譲渡は、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。
- 問3 事実③について、A社の平成27事業年度の法人税の確定申告上、建築用機械の評価損は、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。
- 問4 事実④について、A社の平成28事業年度の法人税の確定申告上、A社が受けた固定資産税の還付金300万円は、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問題 2 次の事案について、下記の **問い** に答えなさい。

A社及びB社は、ともに医薬品販売業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)であり、消費税法上の課税事業者である。A社とB社との間に株式の保有関係はない。A社及びB社は、いずれも4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、平成25年4月1日に開始する事業年度を平成25事業年度というように表記する。なお、A社の代表取締役P(日本の居住者)には、生計を一にする大学生の娘Q(日本の居住者・20歳)がいる。

平成 25 事業年度に、A社は、仮装経理に基づく過大申告及び納付を行った。A社の平成 26 事業年度の確定法人税額は 0 円であった。平成 27 年 7 月、上記仮装経理が判明し、税務署長の減額更正処分を受けた結果、A社の平成 25 事業年度の仮装経理法人税額は 400 万円となった。A社の平成 27 事業年度の所得に対する法人税の額は 300 万円であった。

平成27年1月, A社は, 国内所在の甲土地を7,000万円で取得し, その後継続的に営業所用土地として使用していた。一方, 平成27年7月, Pは, 上記甲土地に隣接する乙土地を8,000万円で取得し, その後継続的に居宅用土地として使用していた。そして, 平成28年5月, A社は, 甲土地をPの保有する乙土地と交換した。交換時の甲土地の時価は1億円であり, 乙土地の時価も1億円であった。その後, A社は, 乙土地を営業所用土地として使用し続けた。

平成28年6月、A社は、B社を受託者とする信託契約を締結し、当該信託契約に基づき財産をB 社に移転した。この信託は、受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託である。

平成28年9月、A社は、その有する掛け軸をPに単純贈与した。

平成28年10月, Pは、Qに対して、その在籍する大学の授業料の支払に充てるため100万円を給付した。

問い 次の税務処理に関する①~⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、正しいものにはその根拠条文を、誤っているものには正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。

なお,同族会社等の行為計算否認規定の適用はないものとする。また,租税特別措置法は 考慮しないものとする。

- ① A社は、平成27事業年度の所得に対する法人税の額から、平成25事業年度に係る仮装 経理法人税額400万円のうち300万円を控除する。
- ② A社は、上記交換により取得した乙土地の帳簿価額を、その交換により生じた差益金の額の範囲内で損金経理により減額し、その減額した金額を損金の額に算入する。
- ③ 上記信託契約に基づく信託財産に帰せられる収益に対して,受託者たるB社が法人税の 納税義務を負う。
- ④ A社からPへの掛け軸の贈与について、A社に消費税は課されない。
- ⑤ QがPから受領した 100 万円に対しては、所得税が課せられない。

平成28年論文式租税法

(租税法)

(満点 100 点)

(第1問とあわせ)

第 2 問 (60点)

第2問の解答に当たっての全般的注意事項

- 1. 特に指示されているものを除き、各設問の納税者の当期(個人においては平成27年分)の納税額が、最も少なくなるように計算しなさい。
- 2. 答案用紙中 XXX, XXX, XXX の金額は各自で求め、解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。
- 3. 端数処理は答案用紙に指示があるものを除き1円未満の端数を切り捨てなさい。
- 4. **問題 1** について、各行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに 0 (ゼロ)を記入しなさい。

問題 1

問1 普通法人である甲株式会社(以下、 問1 において「当社」という。)の当期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)における法人税額を、次の[資料] 1.~10.に基づき、答案用紙の「I 法人税額の計算」の解答欄に従って計算しなさい。また、下記の[資料] 11.に基づき、答案用紙の「II 期末利益積立金額及び期末資本金等の額の計算の一部」内の太枠に適切な金額を記入しなさい。

[資料]

- 1. 全般的な資料及び注意事項
- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人で、機械の製造販売を主たる事業とする非上場会社である。
- (2) 当社は、当期末において同族会社に該当しない。
- (3) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は全て税抜きの金額である。
- (4) 問題文中の住民税は,道府県民税及び市町村民税の合計金額である。また,事業税等には地方法人特別税が含まれている。

2. 財務諸表上の数値

当期の財務諸表上の数値は,以下のとおりである。

(1) 当期末の資本金は,400,000,000円である。

(2) 当期の損益計算書の末尾は、次のようになっている。

(単位:円)

税引前当期純利益980,000,000法人税等(318,739,255)法人税等調整額4,000,000当期純利益665,260,745

3. 受取利息及び配当金等についての資料

(1) 当期の受取利息及び配当金等の内訳は、下表のとおりである。当社では、損益計算書上、下表の「収入金額」を受取利息又は受取配当金に、「源泉徴収税額等」を租税公課又は法人税等に計上している。

(単位:円)

銘柄等	区分	計算期間 (注 8)	収入金額	源泉徴収税額等 (注9)	備考
A社株式	剰余金の配当	平成 26 年 4 月 1 日 ~平成 27 年 3 月 31 日	1, 700, 000	260, 355	(注1)
B社株式	剰余金の配当	平成 26 年 4 月 1 日 ~平成 27 年 3 月 31 日	1, 000, 000	204, 200	(注2)
C社株式	剰余金の配当	平成 26 年 3 月 1 日 ~平成 27 年 2 月 28 日	2, 000, 000	408, 400	(注3)
D社社債	利息		500, 000	76, 575	(注4)
X社株式	剰余金の配当	平成 26 年 1 月 1 日 ~平成 26 年 12 月 31 日	8, 000, 000	1, 600, 000	(注5)
Y社株式	剰余金の配当	平成 26 年 1 月 1 日 ~平成 26 年 12 月 31 日	2, 500, 000	625, 000	(注6)
銀行預金	利息		1, 500, 000	259, 725	(注7)
合計			17, 200, 000	3, 434, 255	

(注1) A社株式は、東証マザーズに上場されている内国法人の株式であり、前々期に取得し、その後継続して保有している。なお、A社は平成27年3月31日を基準日、同年6月26日を効力発生日として剰余金の配当を行い、当社はその基準日においてA社の発行済株式総数の0.65%を保有していた。

- (注2) B社株式は、内国法人である非上場会社の株式であり、当社は平成26年12月1日に B社の発行済株式総数の40%を取得し、その後継続して保有している。B社は平成27 年3月31日を基準日、同年5月31日を効力発生日として剰余金の配当を行った。
- (注3) C社株式は、内国法人である非上場会社の株式であり、当社は平成26年6月1日に C社の発行済株式総数の70%を取得し、その後継続して保有している。C社は平成27 年2月28日を基準日、同年4月30日を効力発生日として剰余金の配当を行った。
- (注4) 当社は、D社が公募により新規に発行した普通社債を平成27年8月21日に取得した。平成28年2月20日に利払日を迎えている。
- (注5) X社は、3年前にX国において設立した100%子会社であり、それ以来X社株式を当期まで継続して保有している。X社は、平成26年12月31日を基準日とし、平成27年6月25日の同社の株主総会に相当する機関において配当の決議を行い、平成27年7月15日に配当金を支払った。なお、X国とは租税条約等を締結していない。また、X社の所得に対してはタックスへイブン税制の適用はない。
- (注6) Y社は、Y国において設立された法人であり、その発行済株式総数の10%を数年前に取得して以来継続して保有している。Y社は、平成26年12月31日を基準日とし、平成27年6月20日の同社の株主総会に相当する機関において配当の決議を行い、平成27年7月10日に配当金を支払った。なお、Y国とは租税条約等を締結していない。また、Y社の所得に対してはタックスへイブン税制の適用はない。
- (注7) 「源泉徴収税額等」には平成27年4月1日から同年12月31日までに受領した預金利息に対する住民税利子割額30,000円が含まれている。
- (注8) 「計算期間」は、前回の配当等に係る基準日の翌日から今回の配当等に係る基準日まで の期間を記している。
- (注9) 内国法人が徴収した「源泉徴収税額等」については、源泉所得税の額に加えて、復興特別所得税及び住民税利子割の額を含んだものである。外国法人が徴収した「源泉徴収税額等」については、「10. 外国税額控除についての資料」を参照のこと。
- (2) 関連法人株式等の配当金に係る益金不算入額の計算に当たり、配当等の額から控除する負債 利子の金額は400,000円とする。

4. 減価償却についての資料

(1) 当社の減価償却資産のうち、申告調整の検討を要するものは以下のとおりである。その他の 減価償却資産については申告調整を要するものはない。なお、当社は設立以来、減価償却資産 の償却方法選定の届出は行っていない。

(単位:円)

種類・細目等	取得価額	期首 帳簿価額	圧縮額 (損金経理)	減価 償却費	除却損	期末 帳簿価額	法定 耐用年数	備考
建物: 事務所 a	200, 000, 000	_	180, 000, 000	250, 000		19, 750, 000	41 年	(注1)
器具備品: パソコン b	180, 000	120, 000	_	_	120, 000	_	4年	(注2)
器具備品: 複写機 c	1, 800, 000	_	_	300, 000	_	1, 500, 000	5年	(注3)

- (注1) 事務所 a は、平成 27年 10月1日に租税特別措置法第65条の7(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)の規定を適用して取得し同日事業の用に供したもので、180,000,000円を損金経理による圧縮記帳を行ったが、同条による圧縮限度額は146,000,000円であった。
- (注2) パソコンbは、平成27年2月1日に取得し同日事業の用に供した法人税法施行令第 133条の2(一括償却資産の損金算入)の規定を適用したものであるが、平成28年2月 に除却した。
- (注3) 複写機 c は、平成27年10月1日にリース契約(リース期間は5年)を締結し、同日事業の用に供した1台当たり(通常1台ごとに取引される。)180,000円の複写機計10台で、法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引に該当するものである。

この 10 台の取得価額合計 1,800,000 円は、契約において定められたリース期間に支払うべきリース料の合計額であり、利息相当額は区分することができず、また、残価保証額に相当する金額は含まれていない。

(2) 当社が当期に取得した特定生産性向上設備等は以下のとおりである。なお、当該機械dの減価償却費を、当社にとって当期の法人税の納付額が最も少なくなるように、償却限度額まで損金経理で計上している。

種類等	取得価額	取得年月日 及び事業供用年月日	法定耐用年数	備考
機械 d 1 台	20,000,000円	平成27年4月1日	7年	租税特別措置法第42条の12の5に規定 する特定生産性向上設備等に該当する。

(3) 当期に取得した減価償却資産の償却率等は下表のとおりである。

法员	定耐用年数	4年	5年	7年	41 年
定額	質法償却率	0. 250	0. 200	0. 143	0. 025
定	償却率	0. 500	0. 400	0. 286	0. 049
率	改定償却率	1. 000	0. 500	0. 334	0. 050
法	保証率	0. 12499	0. 10800	0. 08680	0. 01741

5. 役員給与についての資料

当社は、平成27年6月23日に株主総会を開催し、その後の取締役会において、各取締役に対する定期給与の額を決定した。同時に、各取締役に対して、その職務に応じた確定額を支給することを決定し、具体的な金額を記載した「事前確定届出給与に関する届出書」を届出期限までに所轄税務署長に提出した。

その後、取締役Aについては、当期の担当職務における成果が好調であったことから、平成27年11月に開催した取締役会の決議に基づき、平成27年12月支給分の役員報酬から月額75万円に15万円を上乗せした月額90万円を支給し、また、平成27年12月10日には事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額60万円に10万円を上乗せした70万円を支給した。

6. 交際費等についての資料

(1) 当社は、前期までは得意先に対して、売上高に応じて売上割戻金の支払を行ってきたが、当期は得意先間の親睦を図る目的で、売上割戻金の支払に代えて預り金として積立てを行ってきた。その後、当初予定をしていた金額 10,000,000 円に達したことから、平成 28 年 2 月に得意先と共に旅行をした。この旅行に際して生じた費用 7,000,000 円は、預り金として積み立てた資金からその全額を支出し、残額である 3,000,000 円については、旅行に参加できなかった得意先に対して支払を行った。

なお、当社は、当該旅行費用として積み立ててきた金額 10,000,000 円を売上割戻の勘定科目で処理しており、これ以外に旅行に同伴した当社社員について発生した 600,000 円を費用として処理している。

- (2) 取締役 Bが海外において得意先を接待する費用 500,000 円が仮払金に計上されている。しかし、当期の決算が確定した後に、取締役 Bから平成 28 年 3 月に得意先を接待した費用 400,000 円(全て海外において発生したものであり、そのうち 150,000 円は飲食のみに要する費用で、全て 1 人当たりの金額が 5,000 円を超えるものである。)の領収書等が提出され、100,000 円が返金された。
- (3) 上記(1)及び(2)の交際費等に係る控除対象外消費税額等については考慮しない。

7. 租税公課等についての資料

当社の当期における未払法人税等の会計上の増減は、以下のとおりであった。なお、前期の租 税公課に係る税務上の調整は、全て適切に行われている。

本設問における未払法人税等及び仮払法人税等は貸借対照表科目、租税公課及び法人税等は損 益計算書科目を示している。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期減少額	当期増加額	当期末残高
未払法人税等				
法人税	184, 000, 000	182, 325, 000	72, 075, 000	73, 750, 000
地方法人税	_	_	9, 500, 000	9, 500, 000
住 民 税	38, 500, 000	38, 006, 300	6, 240, 300	6, 734, 000
事業税等	68, 500, 000	67, 930, 300	32, 339, 300	32, 909, 000
合 計	291, 000, 000	288, 261, 600	120, 154, 600	122, 893, 000

(1) 当期において前期分の確定税額を納付した際に以下の会計処理を行った(単位:円)。

(借方) 未払法人税等

288, 261, 600 (貸方) 現 金 預 金

288, 261, 600

(2) 「3. 受取利息及び配当金等についての資料」に記されている内国法人からの配当金、社債利 息及び預金利息について、以下の会計処理を行った(単位:円)。

(借方) 現 金 預 金

3, 827, 045

(貸方) 受 取 配 当 金

4, 700, 000

法人税等

872, 955

(借方) 現 金 預 金 1,663,700

(貸方) 受取利息

2,000,000

法人税等 336, 300

(3) 「3. 受取利息及び配当金等についての資料」に記されている外国法人からの配当金につい て,以下の会計処理を行った(単位:円)。

(借方) 現 金 預 金 8,275,000 (貸方) 受取配当金 10,500,000

租税公課 2,225,000

(4) 当期の中間納付額は、法人税 140, 250, 000 円、住民税 29, 296, 000 円、事業税等 52, 351, 000 円であり、納付時に以下の会計処理を行った(単位:円)。

(借方) 仮払法人税等

221,897,000 (貸方) 現 金 預 金

221, 897, 000

また、未払法人税等の当期増加額は、未払法人税等の期末残高が当期の確定申告に基づく見 込納付額となるように計算した額であり、決算において以下の会計処理を行った(単位:円)。

(借方) 法 人 税 等 317,530,000 (貸方) 未払法人税等

120, 154, 600

租税公課

24, 521, 600

仮払法人税等

221, 897, 000

- (5) 当期の租税公課勘定においては、以下のものが含まれていた。
 - ・前期分の確定法人税に対する利子税の当期支払額:180,000円
 - ・源泉所得税の納付が期限後になってしまったことによる不納付加算税の当期支払額:50,000円
 - ・事業所税の当期の計上額は以下のとおりであり,前期計上額の前期法人税の申告処理は適正 に行われている。

(単位:円)

租税公課として未払計上額	当期計上額	前期計上額 (当期納付済)
製造原価に係るもの	4, 250, 000	3, 700, 000
販売費及び一般管理費に係るもの	3, 750, 000	3, 200, 000
合 計	8, 000, 000	6, 900, 000

8. 海外子会社との取引についての資料

当社は、3年前にX国において100%子会社であるX社を設立しており、同社の株式を当期までに継続して保有し、完全支配関係を有している。当社は、X社から製造能力を向上させたいとの要請があったため、当社所有の休止機械設備を適正な価格である30,000,000円(帳簿価額25,000,000円)にて売却し、5,000,000円の固定資産売却益を計上している。

9. 前期(自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日)の法人税の申告についての資料

前期の決算確定後法人税の申告書作成までに、売上及び売上原価の計上漏れが判明した。前期の法人税申告書において行なった税務上の申告調整及びそれらに対する当期の確定決算での処理 仕訳は下記のとおりである。

(単位:円)

前期の確定決算 での計上漏れ内容	前期の確定決算 での処理仕訳	前期の税務上の追加仕訳 (法人税の申告書での調整)	当期の確定決算での処理仕訳
売上の計上漏れ	_	売掛金 2, 160, 000 /売上 2, 160, 000 売上 160, 000 /未払消費税等 160, 000	売掛金 2, 160, 000 /売上 2, 160, 000 売上 160, 000 /未払消費税等 160, 000
売上原価の計上漏れ	_	売上原価 1, 800, 000 / 商品 1, 800, 000	売上原価 1, 800, 000 / 商品 1, 800, 000

10. 外国税額控除についての資料

外国税額控除を適用する場合,法人税法施行令第142条に規定する国外所得金額は,「3. 受取利息及び配当金等についての資料」に記載されているX社株式からの配当金の額の5%に相当する額とY社株式からの配当金の額の合計から,共通費用・共通利子として470,000円を控除した額とする。また,Y社株式からの配当金から控除された税額は,法人税法第69条に規定する控除対象外国法人税の額である。

なお、前期から繰り越された外国税額の繰越控除余裕額及び繰越控除限度超過額はないものと する。

(注) 「8. 海外子会社との取引についての資料」に記載されている機械設備の売却益は、法人税 法施行令第142条に規定する国外所得金額に該当しない。

11. 自己株式の取得についての資料

当社は、当社が全く株式を保有していない取引先Z社から所定の手続を経て下記の内容の自己株式の取得を行った。これに基づき税務上の期末利益積立金額及び期末資本金等の額の計算上、自己株式の取得に関連する部分を答案用紙の様式に基づき、指定の太枠に適切な金額を記入しなさい。

なお、マイナスの金額を記入するには、金額の前に△表示を付けること。

取得年月日	取得金額	左に対応する資本金等の額
平成 28 年 1 月 15 日	10,800,000 円	10, 000, 000 円

問2 普通法人である乙株式会社(当期末の資本金は 200,000,000 円である。以下, **問2** において「当社」という。)の当期(自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日)における課税留保金額(法人税法第 67 条 特定同族会社の特別税率)について,以下の[問] 1. ~ [問] 3. の各問に答えなさい。

[問]

1. 当社の当期末株主の株式数等は以下のとおりである。

特定同族会社の判定割合(%)を求めなさい。なお、計算結果に端数が生じる場合、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで答えること(例:65.27%の場合、65.2%)。

株主	関係	株式数(株)	議決権数(個)
А	_	1, 400	1, 400
В	Aの長男	500	500
С	Bの配偶者	100	100
D	被支配会社でない法人	1, 400	1, 400
Z	自己株式	400	_
その他従業員	上記の同族関係者には該当しない	200	200
計		4, 000	3, 600

[問]

2. 当社の当期の法人税の所得金額等及び配当に関する事項が以下の場合,当社の当期留保金額を求めなさい。

所得金額等に関する事項

(単位:円)

1920210828

区 分	金額	メ モ
i :	:	
下記項目調整前の所得金額	248, 500, 000	左のうち留保の金額 234, 100, 000
交際費等の損金不算入額	4, 500, 000	
受取配当等の益金不算入額	1, 000, 000	
欠損金の当期控除額	52, 000, 000	
法人税の所得金額	200, 000, 000	
法人税額	47, 800, 000	
地方法人税額	2, 103, 200	
住民税額	7, 791, 400	

配当に関する事項

当期中に行われた前期の決算に係る定時株主総会の決議に係る配当の額は 14,400,000 円であり、上記メモ欄の 234,100,000 円の計算上控除されている。

翌期中に行われた当期の決算に係る定時株主総会の決議に係る配当の額は18,000,000円である。

[問]

3. 上記[問] 2. とは関係せず、以下の資料に基づき、当社の課税留保金額を求めなさい。なお、千円未満は切り捨てること。

(単位:円)

当期留保金額	194, 458, 100
法人税の所得金額	300, 000, 000
法人税の所得金額に含まれる受取配当金等の益金不算入額	1, 000, 000
期末資本金の額	200, 000, 000
留保控除額計算での期末利益積立金額	1, 957, 636, 700

問題 2 居住者である甲(59歳)の平成27年分の確定申告について,次の[資料1] ~ [資料6]に基づき,各種所得の金額,所得控除,各種所得税額及び税額控除(配当控除)を,答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。

なお、甲は青色申告書を提出することにつき所轄税務署長の承認を受け、事業所得に係る 取引を正規の簿記の原則により記帳しており、この記帳に基づく貸借対照表及び損益計算書 を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出している。

[資料1]

- 1. 甲は大手情報システム会社を早期退職し、平成20年から情報システム関係のサービス業を営んでいる。なお、減価償却資産の償却方法については、何らの届け出もしていない。
- 2. 甲が作成した損益計算書は次のとおりである。

損益計算書

自平成27年1月1日 至平成27年12月31日 (単位:円)

営業費	9, 000, 000	営業収入	21, 000, 000
		雑収入	138, 979

(注1) 平成27年8月1日に、次の減価償却資産を購入し業務の用に供したが、仮払金として 処理されたままとなっている。なお、特定生産性向上設備などの特別償却や特別控除の対 象となるものではない。

種類等	数量(台)	取得価額(円)	法定耐用年数(年)
パソコン	1	150, 000	4
複写機	1	600, 000	5

なお、営業費にはその他の減価償却資産の減価償却費 200,000 円が含まれているが、税務上妥当な金額である。また、業務の用に供した年に取得価額の全額が必要経費として認められるものがある場合には、答案用紙の「減価償却費」の欄に含めるものとする。

[参考資料:償却率等]

法定耐用年数		4年	5年
定額法償却率		0. 250	0. 200
定	償却率	0. 500	0. 400
率	改定償却率	1. 000	0. 500
法	保証率	0. 12499	0. 10800

(注2) 営業費には妻である乙に対する平成27年分の給与2,400,000円が含まれている。これは「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載された金額の範囲内で労務の対価として相当な金額である。

(注3) 雑収入には友人への貸付金の利息(事業とは関係ない。) 75,000 円,事業資金のための 預金に係る利息(源泉所得税等控除後) 3,979 円,事業の遂行上取引先へ貸し付けた貸付 金の利息 60,000 円が含まれている。いずれも、自己資金を原資としている。なお、源泉 所得税等控除前の預金利息は、5,000 円である。

「資料 2]

甲は友人が経営するA社(非上場)に100株(取得価額5,000,000円)の出資をしていた。資金は全て銀行からの借入れによっていた。なお、取得価額には取得に要した費用が含まれている。平成27年に所有株式の5分の1に相当する20株(取得価額1,000,000円)を2,000,000円(時価)で売却した。売却株式に対応する年初から譲渡日までの借入金の利子は10,000円、譲渡費用は20,000円である。

また,同年にA社からの配当金 190,000 円 (源泉所得税等控除前) を受領した。対応する負債利子は80,000 円である。

[資料3]

甲はA社の社外役員に就任しており、平成27年分の役員報酬3,000,000円を受領している。なお、そのほか、精算を要しない渡切り交際費として、360,000円(月額30,000円)の支給を受けている。

[参考資料:給与所得控除後の給与等の金額の表]

(単位:円)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	
651, 000	円未満	0
651, 000	1, 619, 000	給与等の金額 - 650,000
2, 400, 000	2, 404, 000	1, 500, 000
3, 000, 000	3, 004, 000	1, 920, 000
3, 360, 000	3, 364, 000	2, 172, 000
4, 000, 000	4, 004, 000	2, 660, 000

[資料4]

甲は、平成21年4月に取得した次の別荘を平成27年11月に譲渡している。

(単位:円)

種類等	譲渡対価	取得費(償却費相当額控除前)	償却費相当額	譲渡費用	譲渡損益
建物	3, 000, 000	10, 000, 000	1, 953, 000	90, 000	△ 5, 137, 000
土地(敷地)	30, 000, 000	20, 000, 000	_	900, 000	9, 100, 000

[資料5]

平成27年12月31日現在、甲は次の親族と同居し生計を一にしている。

氏名(続柄)	年齢(歳)	備考
乙(妻)	57	青色事業専従者として甲の事業に従事している。
丙(長男)	25	会社員で,本年中の給与収入が 4,000,000 円ある。
丁(長女)	21	大学に通っており、アルバイトによる給与収入が 1,000,000 円ある。

[資料6]

平成27年に甲は自己の医療費30,000円及び長男丙の入院に要した医療費500,000円を支払っている。なお、保険金等で補塡される金額はなく、これらの費用は入院などのため通常必要なものである。

「参考資料]

課税総所得金額に対する税率表

課税される所得金額	税率
1,950,000 円以下の金額	100分の5
1,950,000 円を超え3,300,000 円以下の金額	100分の10
3,300,000 円を超え 6,950,000 円以下の金額	100分の20
6,950,000 円を超え9,000,000 円以下の金額	100 分の 23
9,000,000 円を超え 18,000,000 円以下の金額	100 分の 33
18,000,000 円を超え40,000,000 円以下の金額	100 分の 40
40,000,000 円を超える金額	100 分の 45

平成28年論文式租税法

分離課税の譲渡所得に対する税率表

所得	税率
分離長期譲渡所得	100分の15
分離短期譲渡所得	100分の30
株式に係る譲渡所得	100分の15

問題 3

| 問 1 | 電子部品の卸売業を営むT株式会社(以下,「当社」という。)の当課税期間(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)における次の資料に基づき,当社の納付すべき消費税額(国税,以下同様)の計算について下記の[問]1.~ [問]4.に答えなさい。

全般的な資料及び注意事項

- (1) 当社は国内に本社を置く株式会社で、設立以来消費税の課税事業者であり、当課税期間に係る基準期間の課税売上高は5,820,000,000円であった。
- (2) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理について税込み方式を採用している。なお、当課税期間の課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は、本間では全て8%とする。
- (3) 当社の取引は、特に問題文に記載するものを除き、国内において行われたものである。
- (4) 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書等が、法令の記載要件を全て満たした上で、適法に保存されている。また、輸出取引等は、輸出取引等であることにつき財務省令で定めているところにより証明がされたものである。
- (5) 営業部門の費用は課税資産の譲渡等にのみ要する費用であり、管理部門の費用は課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものである。
- (6) 当課税期間における納付すべき消費税額の計算に必要な情報は、以下で全て網羅されている。

当課税期間中における損益科目と補足情報

(1) 売上高・売上原価

(単位:	円)
------	----

科目	金額	補足情報
売上高	5, 472, 000, 000	全て課税資産の譲渡であり、次のものを含んでいる。 本邦からの輸出として行われた資産の譲渡 450,000,000 海外取引先の求めに応じて、取引先の日本事務所に提供し た業界情報に係る役務提供 3,000,000
売上原価	4, 215, 548, 000	当期商品仕入高は 4, 212, 648, 000 であり、全て国内における 課税仕入れである。

平成28年論文式租税法

(2) 販売費及び一般管理費

(単位:円)

科目	金額	補足情報
役員報酬	38, 000, 000	役員は全員経営全般に携わっている。通勤手当は含まれてい ない。
給与手当	352, 000, 000	うち営業部門の従業員に係るものは,315,000,000 であり, 通勤手当は含まれていない。
支払運賃	91, 800, 000	全て営業部門に係る支出であり、内訳は以下のとおりである。 国内売上に係る国内運賃 輸出売上に係る国際運賃 81,000,000
販売促進費	65, 970, 000	全て営業部門に係る支出であり、内訳は以下のとおりである。 国内代理店に対する販売手数料 50,220,000 海外代理店に対する販売手数料 15,750,000
旅費交通費	25, 704, 000	内訳は以下のとおりであり、支出額はいずれも通常必要と認められる金額である。 営業部門国内旅費 23,760,000 管理部門国内旅費 1,944,000
減価償却費	11, 500, 000	当課税期間にリース契約を締結して引渡しを受けた営業部門で使用する業務用ソフトウエア(法人税法上売買とされるリース契約で、無形固定資産に計上したもの)に係る減価償却費3,000,000を含む。当該リース契約に基づくリース料総額は19,440,000(利息相当額は区分できない。)である。なお、このリース契約以外に当課税期間に新たに取得した固定資産はない。
貸倒損失	3, 240, 000	全て当課税期間に販売した国内売掛金の貸倒れ(法人税法上損金に算入されるもの)による損失である。
その他	177, 328, 000	うち課税仕入れになるものが以下の区分で含まれている。 営業部門に係る支出 86,400,000 管理部門に係る支出 8,856,000 その他の資産の譲渡等にのみ要する支出 1,944,000

(3) 営業外損益

(単位:円)

科目	金 額	補足情報
受取利息	2, 250, 000	全て預金利息である。
受取配当金	450, 000	全て株式配当金である。
為替差益	1, 395, 000	全て売掛金に係る為替差益である。
支払利息	12, 620, 000	全て銀行借入金の利息である。

(4) 特別損益 (単位:円)

科目	金額	補足情報
事業譲渡益	184, 000, 000	平成 27 年 4 月 1 日に引渡しを行った国内事業の譲渡に係る 利益であり、事業譲渡契約に基づく譲渡代金 228,000,000 (適正な時価である。)の内訳は以下のとおりである。 土地 104,400,000 減価償却資産 21,600,000 のれん 162,000,000 退職給付債務 60,000,000
投資有価証券 売却益	7, 000, 000	全て取引先会社の株式売却益であり、売却代金は32,000,000 である。

[問]

1. 当課税期間における課税売上割合を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。

[問]

2. 当課税期間における課税仕入れ等に係る消費税額を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。

[問]

3. 当課税期間における課税標準額(千円未満の端数切捨て)に対する消費税額を計算しなさい。

[問]

- 4. 当課税期間における納付すべき消費税額(中間納付税額控除前)を、答案用紙の解答欄に従って計算しなさい。なお、控除対象仕入税額の金額の計算に当たっては個別対応方式とするが、 [問] 1. の計算結果にかかわらず、当課税期間の課税売上割合を98.0%として計算すること。
- [問2] 食品製造販売業を営むP株式会社グループ(P社及びその子会社S1社, S2社及びS3社。いずれも国内に本社を置く株式会社であり、以下、これらを「P社等」という。)の納付すべき消費税額(国税、以下同様)について、[問]の指示に従い答えなさい。

全般的な資料及び注意事項

- (1) P社等の課税期間はいずれも平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(以下,「当課税期間」という。)である。また、P社等は設立以来消費税の課税事業者である。
- (2) P社等は、消費税及び地方消費税の経理処理について税込み方式を採用している。なお、取引は全て国内において行われたものであり、当課税期間の課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は、本間では全て8%とする。

- (3) P社等の当課税期間の控除対象仕入税額の計算に当たっては、簡易課税方式を適用する会社 を除き、個別対応方式、一括比例配分方式のいずれも適用できるものとする。
- (4) S2社は3期前に、また、S3社は当課税期間に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出している。なお、小売業に適用される簡易課税のみなし仕入率は80%である。
- (5) P社等の課税売上高の全額が、下表に記載された業種に係るものである。
- (6) 解答に当たり、問題文に指示された内容以外は考慮する必要はない。

(単位:円)

項目		親会社P社	子会社 S1 社	子会社 S 2 社	子会社 S 3 社
業種		卸売業	製造業	小売業	小売業
当課税期間の課税売上高		1, 296, 000, 000	486, 000, 000	75, 600, 000	48, 600, 000
当課税期間の課税売上割合		98 %	99 %	94 %	88 %
入れ当課税期間の課税仕	課税資産の譲渡等にのみ 要する課税仕入れ	1, 036, 800, 000	172, 800, 000	52, 920, 000	34, 020, 000
	その他の資産の譲渡等に のみ要する課税仕入れ	648, 000	216, 000	162, 000	7, 560, 000
	課税資産の譲渡等とその 他の資産の譲渡等に共通 して要する課税仕入れ	10, 800, 000	864, 000	2, 160, 000	1, 620, 000
		1, 048, 248, 000	173, 880, 000	55, 242, 000	43, 200, 000
基準期間の課税売上高(消費税 抜き)		1, 120, 000, 000	420, 000, 000	48, 000, 000	55, 000, 000

[問]

P社, S1社, S2社及びS3社の納付すべき消費税額(中間納付税額控除前)を,各社の納付税額が最も少なくなる方法で計算し,答案用紙所定の解答欄に記入しなさい。なお,課税標準額に千円未満の端数があるとき,又は納付すべき消費税額に百円未満の端数があるときは,それぞれその端数を切り捨てて計算しなさい。